

京都市上下水道局職員の倫理の保持に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第19号

京都市上下水道局職員の倫理の保持に関する規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員の倫理の保持に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条中「京都市上下水道局職員の服務監察に関する規程」を「京都市上下水道局監察規程」に改める。

第3条第1項中「，室又は水質管理センター」を「又は室」に改める。

附 則

この規程は，平成23年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)